

ALPS 処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業に関する交付規程（以下、ALPS 処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業費補助金交付規程）

- 第 1 条 通則
- 第 2 条 定義
- 第 3 条 交付の目的
- 第 4 条 交付の対象及び補助率
- 第 5 条 補助事業の実施期間
- 第 6 条 交付の申請
- 第 7 条 電子情報処理組織による申請等
- 第 8 条 電子情報処理組織による通知等
- 第 9 条 交付決定の通知
- 第 10 条 申請の取下げ
- 第 11 条 補助事業の経理等
- 第 12 条 計画変更の承認等
- 第 13 条 契約等
- 第 14 条 債権譲渡の禁止
- 第 15 条 事故等の報告
- 第 16 条 状況報告
- 第 17 条 実績報告
- 第 18 条 補助金の額の確定等
- 第 19 条 補助金の支払
- 第 20 条 是正のための措置
- 第 21 条 消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還
- 第 22 条 交付決定の取消し等
- 第 23 条 額の再確定
- 第 24 条 財産の管理等
- 第 25 条 財産の処分の制限
- 第 26 条 機密の保持
- 第 27 条 事業者情報の変更
- 第 28 条 個人情報保護に関する取扱い
- 第 29 条 反社会的勢力排除に関する誓約
- 第 30 条 その他

（通則）

第 1 条 ALPS 処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業費補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 本規程において使用する用語は、次の各号に定めるところによる。

- （1）補助対象者 別紙 1 に記載した者をいう。
- （2）補助事業者 第 9 条の規定に基づく交付決定の通知を受けた者をいう。

（交付の目的）

第 3 条 一般社団法人漁業経営安定化推進協会（以下「漁安協」という。）が基金を造成して行う本補助金は、ALPS 処理水海洋放出の影響のある漁業者に対して、売上高向上又は基本コスト削減により持続可能な漁業継続を実現するために、当該漁業者が創意工夫を凝らして取り組む事業への支援を行うことにより、長期に亘る ALPS 処理水海洋放出の影響を乗り越え、漁業者の創意工夫によって、持続可能な漁業継続を実現することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

- 第4条 漁安協は、補助事業者が行う本補助金に係る事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙4「反社会的勢力排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。
- 2 補助対象経費は、補助事業の実施期間（以下「補助事業実施期間」という。）内において発生した別紙2及び別紙3に記載の経費とする。
 - 3 補助金の額並びに補助率等は、別紙2及び別紙3に記載のとおりとする。

(補助事業の実施期間)

- 第5条 補助事業実施期間は、別紙2に記載のとおりとする。補助事業者は、当該補助事業実施期間（第9条第1項の規定に基づく交付決定において漁安協が別に定める場合には、その期間）の終了までに補助事業を完了し、かつ、第17条の規定に基づく実績報告を行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者が第15条の規定に基づく事故等の報告に対して漁安協から指示を受けた場合に限り、指示を受けた期間までを補助事業実施期間とすることができる。
 - 3 前2項に定めるもののほか、漁安協が認めたものに限り、第9条の規定に基づく交付決定の前に実施済み又は実施中の経費についても、本補助金の補助対象経費として取り扱うものとする。

(交付の申請)

- 第6条 本補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書に必要な書類を添えて、漁安協に申請しなければならない。
- 2 申請者は、別紙2に定める補助金額の範囲内で交付の申請をすることができる。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第7条 補助事業者は、原則として、本規程に基づく申請等を電子メールで行うものとする。

(電子情報処理組織による通知等)

- 第8条 漁安協は、原則として、本規程に基づく通知等を電子メールにより行うものとする。

(交付決定の通知)

- 第9条 漁安協は、第6条第1項の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書を補助事業者に通知するものとする。
- 2 第6条第1項の規定による交付申請書が漁安協に到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
 - 3 漁安協は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

- 第10条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面をもって漁安協に申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

- 第11条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度（補助事業者の決算年度。以下同じ。）の終了後5年間、漁安協の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

(計画変更の承認等)

- 第12条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第3-1、様式第3-2のいずれかによる承認申請書を漁安協に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

- (ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - (イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- (2) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - (3) 補助事業の全部又は一部を他に承継させようとするとき。
 - (4) 破産手続き、民事再生手続き等法的整理の手続きを行うとき（代理人による申請を含む。）。
- 2 漁安協は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

- 第13条 補助事業者は、補助事業を行うため50万円以上の売買、請負、その他の契約をする場合は、2者以上の見積もりを徴取しなければならない。ただし、補助事業を行ううえで、2者以上の見積もりを徴取することが困難又は不相当である場合は、随意契約によることができる。
- 2 補助事業者は、補助事業を行うため補助事業の一部を第三者に委託（請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。
 - 3 補助事業者は、前2項の契約にあたり、契約の相手方に対し、補助事業を適正に行うために必要な調査に協力を求める措置を講じなければならない。
 - 4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省が補助金交付停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業を行ううえで、当該事業者でなければ、補助事業を行うことが困難又は不相当である場合は、漁安協の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
 - 5 漁安協は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は漁安協から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
 - 6 前5項までの規定は、補助事業者が補助事業の一部を第三者に負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

- 第14条 補助事業者は、第9条第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部または一部を、漁安協の承諾を得ずに、第三者に譲渡し又は承継させてはならない。

(事故等の報告)

- 第15条 補助事業者は、自己の責任によらない理由により、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに様式第4による事故等報告書を漁安協に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

- 第16条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、漁安協より報告を求められた時は、速やかに様式第5による補助事業状況報告書を作成し、提出しなければならない。

(実績報告)

- 第17条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、速やかに様式第6による補助事業実績報告書を漁安協に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助事業に係る消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第18条 漁安協は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第12条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたと

きは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第7により当該補助事業者に通知する。補助対象物件や帳簿類の調査ができない場合等、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないときは、当該物件等に係る金額は補助対象とならない。

- 2 漁安協は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 4 漁安協は、補助事業の適正な遂行のため必要があると認めるときは、事業に係る取引先（請負先、委託先及びそれ以下の請負先、委託先も含む。）に対して、現地調査等を行うことができるものとし、補助事業者は当該調査の実施に必要な措置を講じるものとする。

（補助金の支払）

- 第19条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第8-1又は様式第8-2による請求書を漁安協に提出しなければならない。

（是正のための措置）

- 第20条 漁安協は、補助事業の適切な遂行のため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業に関し報告を求め、又は、補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。この場合において、補助事業者は協力するものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第21条 補助事業者は、本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）（以下「消費税等仕入控除税額」という。）が生じる場合は、消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した後に、様式第9により速やかに漁安協に報告しなければならない。
- 2 漁安協は、前項の報告がなされた場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 第18条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

（交付決定の取消し等）

- 第22条 漁安協は、次の各号の一に該当する場合には、第9条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取消しすることができる。
- (1) 補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく漁安協の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 補助事業者が、交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 補助事業者が申請内容の虚偽、本補助金を活用して取り組む事業について、国（独立行政法人等を含む。）が助成する他の制度（補助金、委託金等）との重複受給等が判明した場合
 - (6) 補助事業者が、別紙4の反社会的勢力排除に関する誓約事項に違反した場合
 - (7) 補助事業者が、補助事業実施期間の終了までに補助事業を完了しなかった場合
- 2 漁安協は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 漁安協は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第18条第3項の規定を準用する。

(額の再確定)

第23条 補助事業者は、第18条第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、漁安協に対し当該経費を減額して作成した補助事業実績報告書を第17条の規定に準じて提出するものとする。

- 2 漁安協は、前項の規定に基づき補助事業実績報告書の提出を受けた場合は、第18条第1項の規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 漁安協は、前項の規定に基づき額の再確定を行った場合において、既にその額を超えている補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産の管理等)

第24条 補助事業者は、補助対象経費（補助対象事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第10による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第17条第1項に定める実績報告書に様式第11による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
- 4 漁安協は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を漁安協に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第25条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、原則、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

- 2 前項の財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第12による財産処分承認申請書を漁安協に提出し、その承認を受けなければならない。なお、処分の考え方については、「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて（平成16年6月10日〈経済産業省大臣官房会計課〉制定）」の考え方を準用するものとする。
- 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
- 5 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより補助事業者が得た収入については、前項の規定は適用しない。

(秘密の保持)

第26条 漁安協は、補助事業者が本規程に従って提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等（以下「提出書類等」という。）については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査及び政策効果検証等、本補助事業遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するものとし、入手した提出書類等については、善良な管理者の注意義務をもって適切に管理するものとする。なお、第22条第1項5号による重複受給の可能性がある場合であって、執行機関同士で申請書類の共有が必要な場合は、本条を適用しない。

- 2 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

(事業者情報の変更)

第27条 補助事業者は、漁安協に報告している事業者情報等の変更が生じた場合は、速やかに漁安協に届け出るものとする。

(個人情報保護に関する取扱い)

第28条 漁安協は、補助事業者に関して得た情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

(反社会的勢力排除に関する誓約)

第29条 補助事業者は、別紙4に記載の反社会的勢力排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第30条 漁安協は、本規程に定めるもののほか、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るために必要な事項について別に定めるものとする。

2 漁安協は、補助事業者に対し、本規程に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

附則

第1条 この規程は、令和5年3月30日から施行し、令和5年3月30日から適用する。

【補助対象者】

「浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について」（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 水港第 2656 号 農林水産事務次官依命通知）第 3 に規定する地域水産業再生委員会、その他漁安協が必要と認める団体

【補助金の額及び補助率等】

＜高付加価値化等支援事業＞

概要	新たな魚種・漁場の開拓及び漁場保全等に係る必要経費への支援
補助対象経費	人件費、廃棄物処理費用、用船料、魚箱代、漁具等（漁網、漁労機器等）の導入費用、消耗品費 ※用船料及び魚箱代は試験操業中の必要経費に限る。
補助率	定額（人件費、廃棄物処理費用、用船料）、1/2以下、1/10以下（魚箱代）
補助金額	上限：3,000万円（海浜清掃及び試験操業に係る経費を除く） ※海浜清掃及び試験操業の補助金額は、50回までの取組に必要な経費を上限とする。
補助事業実施期間	2年以内

＜省燃油活動等支援事業＞

概要	省燃油活動等を通じた燃油コスト削減に向けた取組に対する支援
補助対象経費	人件費、用船料、役務費（処分費等）、消耗品費、機械装置費（測定機器、観測機器等）
補助率	定額（人件費、用船料）、1/2以下
補助金額	上限：原則として、地域水産業再生委員会に属する漁業者を年間燃油使用量で区分（50KL以下：13円/L、1,000KL以下：9円/L、1,000KL超：3円/L）し、そのグループ毎の各単価に各年間使用量を乗じたものを合計した金額
補助事業実施期間	2年以内

＜省資源・利用効率化等支援事業＞

概要	省資源化・有効利用等を通じた魚箱等コストの削減に向けた取組に対する支援
補助対象経費	魚箱代 ※先進的な取組（海洋生分解性の魚箱利用等）と認められる場合は、人件費、機械装置費、消耗品費も対象とする。
補助率	1/10以下 ※先進的な取組と認められる場合は、定額（人件費）、1/2以下（魚箱代、機械装置費、消耗品費）とする。
補助金額	上限：魚箱使用量×魚箱単価×1/10 ※先進的な取組と認められる場合の経費については、2,500万円を上限とする。
補助事業実施期間	2年以内

＜省エネ機器等導入支援事業＞

概要	省エネ性能に優れた機器等の導入に要する費用への支援
補助対象経費	機械装置費（漁船用エンジン、漁業者団体の機器等） ※導入によって10%以上の省エネ効果を実現できる機器等を対象とする。ただし、漁船用エンジンについては、非化石燃料を使用するものも対象とする。 ※省エネ効果等の基準を満たすものとして、漁安協が別途定める補助対象機器として登録及び公表した指定機器を対象とする。 ※漁業者団体の機器等については、導入によって漁業者の負担軽減に資する等、事業目的に照らして適切と認められる場合において対象とする。
補助率	1/2以下
補助金額	上限：2,000万円（漁業者又は漁業者団体あたり）

補助事業実施期間	2年以内
----------	------

< 共回事務費 >

概要	各事業実施にあたり必要とされる補助事業者の運営、会議の開催及び実施状況の確認等に要する経費
補助対象経費	人件費、通信費、印刷費、報告書作成費、消耗品費、会場費、謝金、旅費
補助率	定額

【補助対象経費の区分】

補助対象経費	補助基準
人件費	定額（各区分に応じた単価により算定された額）
用船料	
漁具等の導入費用	実費×1/2
消耗品費	
役務費	
機械装置費	
魚箱代	実費×1/10 ※先進的な取組の場合は、実費×1/2
廃棄物処理費用	実費×10/10（定額）
共回事務費（人件費、通信費、印刷費、報告書作成費、消耗品費、会場費、謝金、旅費）	

人件費単価

1日	12,600円
1時間	1,575円

用船料単価

区分	1日	1時間
15トン未満	42,000円	5,250円
15トン以上30トン以下	54,000円	6,750円
31トン以上40トン以下	93,000円	11,625円
41トン以上55トン以下	111,000円	13,875円
56トン以上75トン以下	154,000円	19,250円
76トン以上	173,000円	21,625円

反社会的勢力排除に関する誓約事項

当社（団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ホ その他前各号に掲げる者と役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者）が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

規程に定める様式

様式第1	補助金交付申請書 補助金交付申請書別紙1 補助金交付申請書別紙2
様式第2	交付決定通知書
様式第3-1	補助事業計画変更(等)承認申請書 別紙 経費明細表(新旧対比表)
様式第3-2	補助事業中止(廃止)承認申請書
様式第4	事故等報告書
様式第5	補助事業状況報告書 別紙 補助対象経費の区分別収支概要
様式第6	補助事業実績報告書 別紙1 補助事業実績報告書 別紙2 経費明細表
様式第7	補助金確定通知書
様式第8-1	補助金概算払請求書 別紙
様式第8-2	補助金精算払請求書
様式第9	消費税額等仕入控除税額の確定に伴う報告書
様式第10	取得財産等管理台帳
様式第11	取得財産等管理明細表
様式第12	財産処分承認申請書
<参考様式1>	採択辞退届出書
<参考様式2>	名称等変更届出書